

看護師の特定行為実施についてのお知らせ

「特定行為」とは、看護師が実施する医療行為（診療の補助）のうち、実践的な理解力、思考力、判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38の医療行為を指しています。

西別府病院では、厚生労働省の定めた「特定行為に係る看護師の研修制度」を修了した看護師（特定看護師）が、あらかじめ医師が定めた手順書の範囲で「特定行為」を実施します。看護師が特定行為を実施するメリットは、患者さんの状態に応じて医師の指示を待たずタイムリーに適切な医療を提供することにあります。

当院では、以下の「特定行為」を行います。

特定行為	
1	気管カニューレの交換
2	侵襲的陽圧換気の設定の変更
3	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
4	人工呼吸鎮静薬の投与量の調整
5	人工呼吸器からの離脱
6	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
7	脱水症状に対する輸液による補正
8	インスリンの投与量の調整

令和6年5月から、上記の内、気管カニューレ交換について実施していきます。対象になる患者さんにつきましては、別途ご案内させていただきます。その他の特定行為についても準備していきます。



独立行政法人国立病院機構

西別府病院

【お問い合わせ先】

国立病院機構 西別府病院

医事 医療相談窓口

担当者：専門職

TEL：0977-24-1221